

家畜衛生だより

- 監視伝染病発生状況
- 県内の家畜疾病発生状況
- 山口県・広島県・島根県で豚熱感染野生イノシシを初確認！
- 電源立地地域対策交付金を活用した機器整備
- アフターコロナを見据え、家畜伝染病の侵入防止対策の徹底を図りましょう！
- 補助事業・交付金・制度資金の利用に当たり、飼養衛生管理基準の遵守が要件に！

監視伝染病発生状況

○家畜伝染病発生状況（令和3年12月～令和4年3月）

※中四国各県からの報告による。

畜種	病名	発生場所	発生月	戸数	頭羽群数	発生場所	発生月	戸数	頭羽群数
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	広島県	12	1	13	愛媛県	1※	3	39

※疑似患畜の確認は令和3年12月31日、令和4年1月4日（約36万羽 殺処分）

○届出伝染病発生状況（令和3年12月～令和4年3月）

※中四国各県からの報告による。

畜種	病名	発生場所	発生月	戸数	頭羽群数	発生場所	発生月	戸数	頭羽群数
牛	牛ウイルス性下痢	愛媛県	12	1	1				
	牛伝染性リンパ腫	鳥取県	12～3	11	20	島根県	12～3	5	5
		岡山県	12～2	6	15	広島県	12～2	5	12
		山口県	12～3	15	15	徳島県	12～2	3	3
		香川県	12～3	10	12	高知県	2	1	1
		愛媛県	12, 2	2	2				
サルモネラ症	島根県	12	1	1					
豚	サルモネラ症	徳島県	12	1	3	愛媛県	3	1	3
	豚繁殖・呼吸障害症候群	香川県	1	1	3				
	豚丹毒	鳥取県	12, 1	2	4	島根県	12, 2, 3	3	6
		徳島県	12	1	1	香川県	12～3	5	10
		高知県	1～3	3	8				
鶏	鶏伝染性喉頭気管炎	広島県	12～2	8	20	香川県	3	1	1
	鶏痘	島根県	3	1	3				
	鳥インフルエンザ	愛媛県	1	1	10				

蜜蜂	アカリングダニ症	鳥取県	1	1	5	島根県	1	4	7
		広島県	12, 1	7	14	山口県	3	1	1
		徳島県	1	1	1	愛媛県	1, 3	2	2

県 内 の 家 畜 疾 病 発 生 状 況

(令和 3 年 12 月未掲載分～令和 4 年 5 月)

[牛伝染性リンパ腫] 【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
東予	11 月	肉用牛	20	1	1	元気消失、削瘦、起立不能、 体表リンパ節の腫脹
中予	2 月	肉用牛	94	1	1	
【対策】 ○農場内の定期検査と抗体陽性牛の早期更新 ○吸血昆虫対策 ○凍結や加温処理を行った初乳の給与 ○牛舎周辺の除草及び消毒の徹底						

[牛ウイルス性下痢] 【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
東予	12 月	乳用牛	8	1	1	下痢
【対策】 ○PI 牛の淘汰 ○ワクチン接種 ○農場内の定期検査 ○当該牛の隔離						

[牛 RS ウイルス病]

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	1 月	肉用牛	3～7	1	70	発咳、発熱
【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○有効薬剤の投与 ○異常牛の早期隔離 ○ストレスの低減 ○ワクチン接種						

[牛コロナウイルス病]

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
東予	2 月	肉用牛	3～96	1	15	下痢
【対策】 ○飼養環境（畜舎の防寒、換気、牛床の乾燥保持）の改善 ○畜舎消毒の徹底 ○ワクチン接種						

[牛ロタウイルス病]

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	1 月	肉用牛	0	1	1	黄白色水様性下痢、脱水
【対策】 ○発症牛の隔離飼育 ○畜舎消毒の徹底 ○補液 ○初乳の確実な摂取 ○ワクチン接種						

[牛ロタウイルス病 (C 群)]

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	12 月	乳用牛	36~65	1	5	水様性下痢、食欲減退、乳量減少
[対策] ○畜舎消毒の徹底 ○発症牛の隔離飼育 ○補液等対症療法						

[牛パストツレラ (マンヘミア) 症]

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
中予	3 月	肉用牛	177	1	1	起立不能、削瘦、死亡
[対策] ○分娩前後の飼養管理						

[牛大腸菌症]

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
中予	1 月	肉用牛	0~1	2	4	下痢
[対策] ○発症牛の隔離飼育 ○人工乳への切替と初乳製剤の給与 ○保温や換気等の環境整備 ○畜舎消毒や踏込消毒等の拡散防止対策の徹底						

[牛コクシジウム病]

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	2 月	肉用牛	1, 3	2	2	血便、脱水
[対策] ○畜舎消毒の徹底 ○飼養環境の改善 ○ストレスの低減 ○適切な時期における発症防止薬の投与						

[豚サーコウイルス関連疾病 (PCVAD)]

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	1 月	豚	30	1	1	突然死
[対策] ○ワクチン接種 ○畜舎の洗浄消毒による飼養環境の改善						

[サルモネラ症 (豚) (非定型 ST)] 【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	3 月	豚	120	1	3	下痢
[対策] ○畜舎の洗浄・消毒 ○有効薬剤の投与 ○ストレスの低減						

[豚レンサ球菌症]

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	2 月	豚	60, 150	2	2	元気消失、チアノーゼ、突然死 振戦、遊泳運動、起立困難
	3 月	豚	35	1	1	
	4 月	豚	79~142	1	1	
[対策] ○有効薬剤の投与 ○ストレスの低減 ○畜舎の換気 ○畜舎消毒の徹底 ○ワクチン接種						

[豚胸膜肺炎]

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
中予	2月	豚	70	1	1	元気消失、死亡
[対策] ○飼養環境の改善 ○畜舎消毒の徹底 ○ワクチン接種や有効薬剤の投与						

[滲出性皮膚炎]

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	3月	豚	26	1	1	皮膚炎
[対策] ○豚体消毒 ○有効薬剤の投与						

[豚パツレラ症]

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
東予	2月	豚	122～136	1	3	発咳、死亡
[対策] ○畜舎消毒の徹底 ○有効薬剤の投与 ○ストレスの軽減 ○畜舎の換気						

[鶏大腸菌症]

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	羽数	主な症状
南予	1月	肉用鶏	4	1	122	死亡羽数の増加
[対策] ○鶏舎の洗浄・消毒 ○有効薬剤の投与 ○ストレスの低減（鶏舎内の適切な温度管理、密飼い回避等）						

[封入体肝炎]

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	羽数	主な症状
南予	3月	肉用鶏	16	1	423	死亡羽数の増加
[対策] ○鶏舎及び資機材の洗浄・消毒等の衛生対策の徹底						

[アカリダニ症] 【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	戸数	群数	主な症状
南予	1月	ニホンミツバチ	1	1	元気消失、飛翔不能蜂の増加 蜂群の縮小
	3月	ニホンミツバチ	1	1	
[対策] ○巣箱の清掃や交換 ○巣板・蜂具の消毒の徹底					

山口県・広島県・島根県で 豚熱感染野生イノシシを初確認！

令和4年3月17日に山口県岩国市で、21日には広島県大竹市で、豚熱に感染した野生イノシシが初めて確認されました。3月23日には、両県と隣接する島根県を含む3県が豚熱のワクチン接種推奨地域に設定され、山口県、島根県は4月12日から、広島県は18日から初回接種が開始されています。また、感染野生イノシシは山口県で21事例、広島県で5事例となり、5月19日には島根県吉賀町においても確認され、感染の広がりがみられています。(R4.5.26時点)

県内への侵入リスクが更に高まっています。飼養衛生管理基準の遵守徹底と適切なワクチン接種とともに、異状豚を確認した場合には、直ちに通報していただくようお願いします。



電源立地地域対策交付金を活用した機器整備

県では、令和 3 年度電源立地地域対策交付金を利用して、畜産農家の飼料設計の精度向上による飼料費の低減及び生産性向上等のために畜産研究センターが実施している自給飼料分析の体制強化を図る目的で、以下の機器を整備しました。



振とう機



電気マッフル炉



純水製造装置

アフターコロナを見据え、家畜伝染病の侵入防止対策の徹底を図りましょう！

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により制限されていた国内への入国条件は、感染状況の変化等により、「観光目的以外の新規入国」が認められるようになりました(令和 4 年 3 月以降)。今後も段階的に制限が緩和され、コロナワクチン接種の推進等により国内外の人や物の動きも戻ってくる事が予想されます。経済活動の再開が期待される反面、海外からの家畜伝染病の侵入リスクは高くなります。

海外では口蹄疫やアフリカ豚熱、鳥インフルエンザが、また国内では豚熱や鳥インフルエンザが断続的に発生しています。さらに、三密を避けた屋外レジャー（トレッキングやキャンプなど）の人気の高まりにより、人と野生動物との接触機会の増加が懸念されています。国では山林に立ち入る際の注意点について別紙リーフレットを作成・配布するなど注意喚起を行っているところです。しかし、一般の方々の動きを制限することは困難なため、今後は意外な場所で病原体が拡散し、農場周辺まで持ち込まれる可能性があります。

家畜の所有者におかれては、改めて飼養衛生管理基準を確認して不備な点は直ちに改善し病原体の侵入防止に努めましょう。また、従業員に対しては農場で作成している飼養衛生管理マニュアル等を活用した指導（外国人従業員に対しては各国語のリーフレットや動画等を活用）を継続してください。

アフターコロナを見据え、家畜伝染病の侵入防止対策の徹底を図りましょう！

○飼養衛生管理区域への病原体侵入防止対策

飼養衛生管理基準を参考に、いまいちど、農場を確認しましょう。

□野生動物の侵入防止

- ・施設の修繕 (ネットや壁は壊れていませんか?)
- ・ネズミ等の駆除 (畜舎内にネズミやハエが多数いませんか?)
(殺そ剤は効果的に設置されていますか?)

□人・物・車両による病原体の持ち込み防止

- ・関係者以外立入禁止 (掲示や柵は確実に設置されていますか?)
- ・洗浄・消毒 (消毒だけでなく洗浄もできていますか?)

◎飼養衛生管理基準ガイドブック



新基準のことや
消毒の種類・方法まで、
わかりやすく解説!



農林水産省 飼養衛生管理基準



○外国人従業員への指導徹底

外国語リーフレット、動画の活用

- ・飼養衛生管理基準ガイドブック 豚、イノシシ編 (英語、ベトナム語)



- ・飼養衛生管理基準の周知のためのポスター

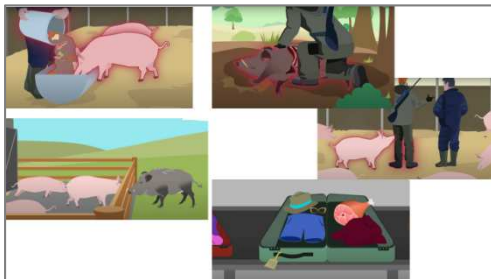
(日本語、英語、中国語、韓国語)

(タイ語、ベトナム語)



- ・アフリカ豚熱予防対策の重要ポイント紹介 (欧州食品安全機関作成)

※各国語字幕、自動翻訳設定あり



- ・動物検疫所パンフレット、動画

(日本語、中国語、英語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、
タイ語、モンゴル語、その他)



登山者・キャンパーや山林内で作業する皆さまへ

豚熱ウイルスの拡散防止に ご協力をおねがいします。

野生いのししの間で豚熱という病気が広がっています。
人間に感染することはありませんが、
豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。
ウイルスを山林から持ち帰らないよう、ご協力をお願いします。



1

ウイルスは土にも含まれます。
靴の泥は山で落としましょう。



2

いのししを誘引しないよう
残飯は持ち帰りましょう。



3

家畜がいる施設に
近寄らないようにしましょう。



4

いのししの死体を見つけたら
管轄の自治体に連絡して下さい。



農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/consumer.html>



補助事業・交付金・制度資金の利用に当たり、 飼養衛生管理基準の遵守が要件に！

畜産振興に係る補助事業、交付金及び制度資金について、飼養衛生管理基準の遵守を要件とするクロスコンプライアンス（交差要件）が導入されました。なお、不遵守があった場合は、別途改善方針の提示が必要になります。ご不明な点は管轄家畜保健衛生所にお問い合わせください。

（農林水産省リーフレットより一部抜粋）

<ポイント>

- 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するため、補助事業・交付金・制度資金の一部では、申請の際に「飼養衛生管理基準遵守状況確認書」の提出が必要となります。
- 飼養衛生管理基準の不遵守がある場合は、改善すべき事項、具体的な改善方法及び改善すべき期限を明確化した改善方針が必要です。

※ 国内の疾病発生状況等を踏まえ、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者が対象です。（牛、水牛、めん羊、山羊又は馬は、当面の間は免除）

<遵守を要件とする補助事業・交付金・制度資金>（令和4年度）

○補助事業

- ・ 畜産クラスター事業（施設整備事業、機械導入事業、経営継承事業）※注1、注2
- ・ 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業 ※注2
- ・ 特定地域経営支援対策事業 ※注1
- ・ 経営継承・発展等支援事業
- ・ 農業信用保証保険基盤強化事業
- ・ 農業経営継承保証保険支援事業

○交付金

- ・ 消費・安全対策交付金（ハード事業）※注1
- ・ 農地利用効率化等支援交付金 ※注1
- ・ 強い農業づくり総合支援交付金（家畜飼養管理施設、家畜改良増殖関連施設）※注1、注2

○制度資金（主なもの）

- ・ 畜産経営体質強化支援資金 ※注1、注2
- ・ 家畜疾病経営維持資金 ※注1
- ・ 畜産特別資金 ※注1
- ・ 農業経営改善促進資金
- ・ 農業経営負担軽減支援資金
- ・ 農業近代化資金
- ・ 公庫資金（畜産経営環境調和推進資金、農業経営基盤強化資金、農林漁業セーフティネット資金等）

注1) 当該事業・交付金・制度資金においては、経営者の皆さまから利用申請があった後に、都道府県内の事業・交付金・制度資金の担当者が、家畜保健衛生所に対し、飼養衛生管理基準遵守状況の確認を行うため、経営者の皆さまが家畜保健衛生所に対して飼養衛生管理基準遵守状況確認書の交付申請をお手続きいただく必要はありません。

注2) 都道府県において計画を審査する際に飼養衛生管理基準の遵守状況確認に加え、事業実施後の飼養頭数見合いの埋却地等の確保についても確認を行います。

“ご相談、お問い合わせは、こちらへ”

愛媛県畜産課

Tel (089) 941-2111 Fax (089) 941-2574

東予家畜保健衛生所

Tel (0897) 57-9122 Fax (0897) 57-9155

東予家畜保健衛生所今治支所

Tel (0898) 22-0430 Fax (0898) 22-0438

中予家畜保健衛生所

Tel (089) 990-1333 Fax (089) 955-1234

南予家畜保健衛生所

Tel (0894) 22-0328 Fax (0894) 22-0343

南予家畜保健衛生所宇和島支所

Tel (0895) 22-1294 Fax (0895) 22-9316

家畜病性鑑定所

Tel (089) 990-1341 Fax (089) 955-1234

畜産研究センター

Tel (0894) 72-0064 Fax (0894) 72-0065

畜産研究センター養鶏研究所

Tel (0898) 66-5004 Fax (0898) 66-5093

畜産協会 BSE 検査死亡牛受付専用

携帯 Tel 080-3166-7222